

まえがき

米国では、洪水による被害を軽減する手法として、河川改修、ダム等の建設によるハード対策の他に、被害を受けた人たちに対する災害救済措置として洪水保険制度があり、氾濫原管理の重要な一手法として位置づけられている。

この制度は、1968年に、洪水による被害者の救済と土地利用の規制を目的として「全米洪水保険法（National Flood Insurance Act）が制定され誕生した。保険制度設立当初は、保険料率の確定に長期間を要しその確定が大幅に遅れた等の理由により、保険加入者が低水準であったが、1970年に「緊急プログラム」として、「正規プログラム」への移行を前提として、全国的に平準化された保険料率（詳細な水理水文解析等を行って定めた保険料率ではない）によって、一定額までの範囲で保険を提供する暫定措置を設けた。その後、詳細な水文・水理解析を用いた洪水保険調査が行われ、ほとんどの保険加入コミュニティにおいて「洪水料率マップ（Flood Insurance Rate Map）」の形で発行されている。

これら、米国の洪水保険制度における保険料率の算定手法は、我が国において水害リスクを算定する際にも参考になるものであり、本調査では近年における米国保険制度の現状及び保険料率算定における技術的な手法等について調査を行った。

米国の洪水保険制度については日本国内においても既存文献等にその詳細が記されているが、現在、連邦危機管理庁(FEMA)では、その多くの情報をホームページを通じて公開している。本資料では、これらホームページに記載されている資料やその他の文献、米国のコンサルタント及びFEMAへのヒアリング等を基に、近年における米国の洪水保険制度の現状及び水害リスク評価方法（保険料率設定の方法）について調査を行いとりまとめたものである。

本調査に当たっては、(株)パシフィックコンサルタントの関係諸氏に様々なご協力を頂いたことをここに記して敬意を表したい。